

諮詢書

佐市長健 第209号
平成18年5月15日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

佐賀市地域包括支援センターシステムによる電子計算機処理について

2 電子計算機処理の導入目的

資料①のとおり

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

住民基本情報、介護認定情報、基本健診情報及び利用者基本情報

(詳細については資料②のとおり)

4 電子計算機処理をおこなう時期

平成18年9月稼動予定

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

資料③のとおり

6 佐賀市地域包括支援センターシステムの機能について

資料④のとおり

7 所管課

長寿・健康課

佐賀市個人情報保護審査会

説明資料

【 目 次 】

地域包括支援センターについて	• • • • • P. 1
電子計算機処理の導入目的（資料①）	• • • • • P. 2
佐賀市地域包括支援センターシステムイメージ	• • • • • P. 3
電子計算機処理を行う個人情報の内容（資料②）	• • • • • P. 4
個人情報の適切な取扱いについての措置（資料③）	• • • • • P. 5
システム機能について（資料④）	• • • • • P. 6

佐賀市 長寿・健康課

地域包括支援センターについて

介護保険法改正（平成17年6月29日（平成17年法律第77号）成立）に伴い、佐賀市では、佐賀中部広域連合から包括的支援事業の委託を受けて、平成18年4月1日から地域包括支援センターを設置・運営している。

○地域包括支援センターの設置・運営の根拠

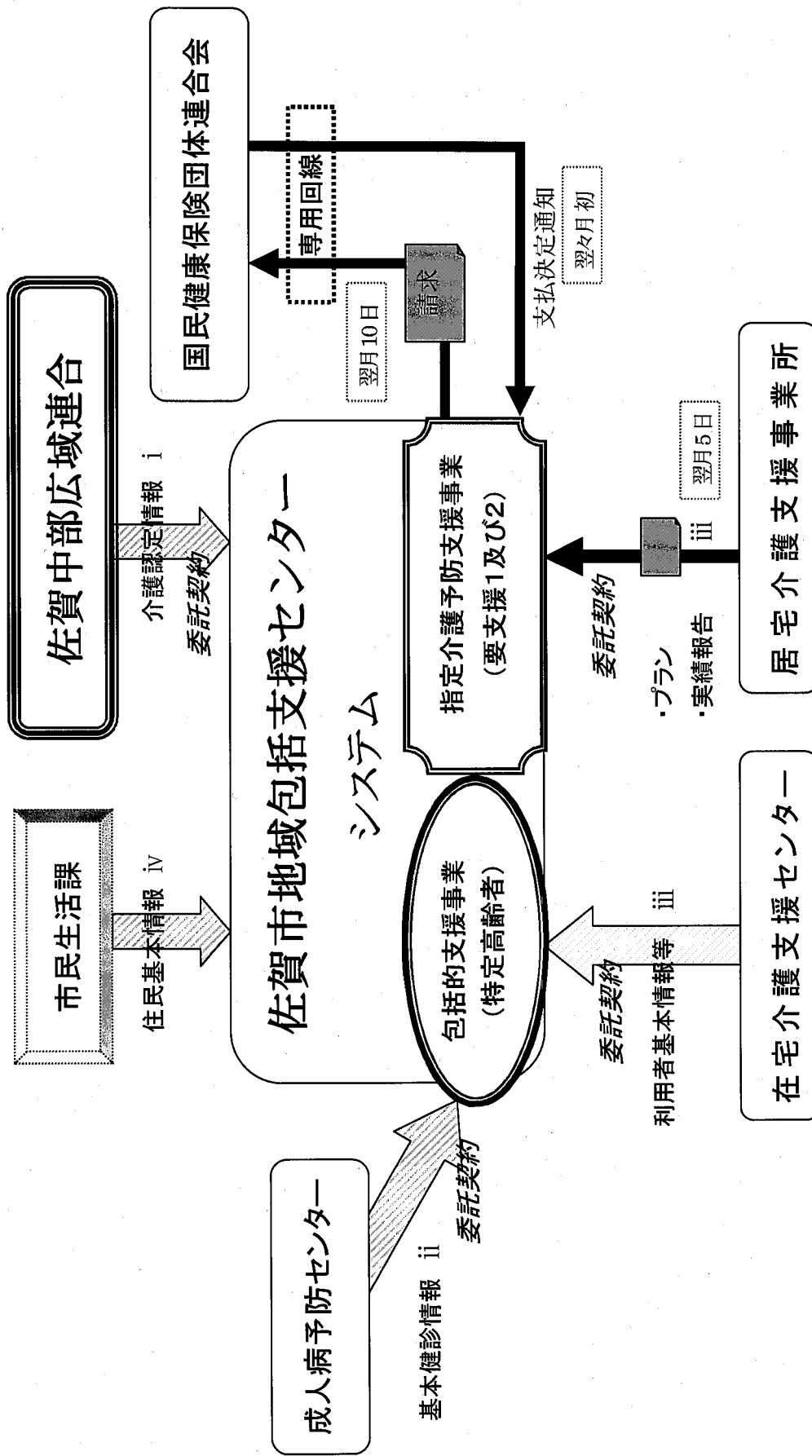
説明	介護保険法
市町村は、地域支援事業を行わねばならない。 ○地域支援事業 ・介護予防事業（第1項第1号） ・ <u>介護予防マネジメント（第1項第2号）</u> ・ <u>総合相談・支援事業（第1項第3号）</u> ・ <u>高齢者虐待防止・権利擁護事業（第1項第4号）</u> ・ <u>包括的・継続的マネジメント（第1項第5号）</u> ・任意事業（第2項）	法第115条の38
地域包括支援センターは、（地域支援事業のうち）包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施する。 ○包括的支援事業 法第115条の38の第1項第2号から第5号の事業（上記アンダーラインの事業）	法第115条の39第1項
市町村は地域包括支援センターを設置できる。	法第115条の39第2項
市町村は、老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定めるものに対し、包括的支援事業を委託することができる。	法第115条の40第1項
<u>第115条の40第1項の委託を受けた者は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を届出て、地域包括支援センターを設置することができる。</u>	法第115条の39第3項

資料①

電子計算機処理の導入目的

地域包括支援センターでは、高齢者全般を対象として総合的な相談に応じるとともに、包括的な援助及び支援を行う必要がある。その業務を遂行するにあたり、市内の65歳以上の高齢者、特に、支援が必要とされる特定高齢者や要支援1及び2の認定を受けた高齢者の基本情報やサービス調整内容等の個人情報を取り扱うが、その情報は多種で大量である。地域包括支援センターに集まるこうした多種多量な個人情報を住民サービスの向上と業務の円滑かつ効率的な実施に有効活用するとともに、適正に管理・保護するために地域包括支援センターシステムを導入する。

佐賀市地域包括支援センターシステムイメージ



資料 ②

電子計算機処理を行う個人情報の内容

i 介護認定情報 佐賀中部広域連合（←FD等）

＜認定情報＞

- ・要支援者認定情報〔要支援の区分、認定期間、氏名、生年月日等〕
- ・介護認定調査時の79項目〔身体状況、精神状況等〕
- ・特記事項〔調査時の規定項目外に審査の参考になる情報〕

※要支援、要介護者に関する身体等状況をアセスメント等の基礎資料として
佐賀中部広域連合から情報提供を受ける。

ii 基本健診情報 成人病予防センター（←FD等）

- ・集団健診、個別健診を受診した高齢者の基本チェックリスト〔生活・行動状況、心身の状況等〕、心電図データ、血液検査データなどの情報を媒体にて取得する。

iii 利用者基本情報等 居宅介護支援事業所（←FD等）

- ・利用者基本情報〔世帯状況、生活環境、生活歴等〕
- ・基本チェックリスト〔生活・行動状況、心身の状況等〕
- ・介護予防サービス・支援計画

※委託先である居宅介護支援事業所から利用者（要支援者）のサービス利用計画及び実績を収集する。この情報をもとに佐賀県国民健康保険団体連合会へ毎月の報酬請求業務を行う。

利用者基本情報等 在宅介護支援センター（←FD等）

- ・利用者基本情報〔世帯状況、生活環境、生活歴等〕
- ・基本チェックリスト〔生活・行動状況、心身の状況等〕

※特定高齢者（介護保険利用となる危険性が高い者）及び一般高齢者（高齢者福祉サービス等の利用者）の実態把握により収集された情報を介護予防のための事業へつなげる。

iv 住民基本情報 市民生活課（←MO等）

- ・高齢者情報を管理するため基本情報として住民基本情報にある氏名、住所、生年月日等を取込む。週次媒体にて取得する。

資料③

個人情報の適切な取扱いについての措置

セキュリティ対策について

1 システム運用に関する責任者の任命

長寿・健康課長を責任者に任命する。

2 システムの専有

専用の端末（20台・執務室内設置）を使用することにより部外者が利用出来ない環境をつくる。

3 システム操作員の限定

操作員（30人）個々人へパスワードを付与し、部外者の利用が出来ない環境をつくる。

電源投入時とシステム起動時の両方にパスワードを設定して、システム責任者が定期的に変更をおこなう。

4 操作員に対する研修

個人情報保護に関する知識を十分に習得させるため、また、情報の漏洩防止のための知識を深めるため、定期的に職員研修を行う。

5 委託先のデータ管理

委託先が収集した個人情報については、市が配布するソフトにより管理させ、事業所毎にパスワード付与することにより適正な管理を図る。毎月報告を求める実績等については、電磁媒体より提出させる。（その際における個人情報の盗難や紛失による情報漏洩の更なる対策として、情報の暗号化を検討する。）

資料④

システムの機能について

高齢者管理	高齢者登録	本人情報、家族情報、緊急連絡先等
	実態把握調査登録	調査結果登録、履歴管理、介護認定調査結果管理
	健診情報登録	基本健診情報管理
	基本チェックリスト登録	基本チェックリスト項目の登録
	支援経過管理	支援経過記録の登録
地域支援	相談管理	相談内容の登録、履歴管理
	介護予防プラン登録	介護予防サービス・支援計画等登録
	サービス申請登録	サービス申請内容登録
介護予防	新予防給付管理	新予防給付管理
	ケアマネジメント委託管理	ケアマネジメント委託状況照会
	介護予防プラン登録	介護予防サービス・支援計画等登録
	担当者会議	担当者会議の結果登録
	給付管理	サービス利用実績入力 居宅支援事業所からのデータ取込み
	介護報酬管理	国民健康保険団体連合会への報酬請求データ作成、履歴管理